



保医発0924第1号
平成22年9月24日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）及び「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。）については、平成22年厚生労働省告示第350号及び第351号をもって改正されたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 薬事法（昭和35年法律第145号）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への掲載希望があった医薬品（内用薬6品目、注射薬17品目及び外用薬2品目）について、薬価基準の別表に掲載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に掲載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	8,834	4,109	2,788	36	15,767

2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

(1) エボジン皮下注シリンジ24000

- ① 本製剤の効能・効果は、「貯血量が800mL以上で1週間以上の貯血期間を予定

する手術施行患者の自己血貯血」であること。

② 請求上の取扱い

診療報酬明細書の摘要欄には、貯血量、本製剤を投与する前の患者の体重及びHb濃度を記載すること。

(2) エンブレル皮下注50mgシリンジ1.0mL

① 本製剤の使用上の注意において、「過去の治療において、非ステロイド性抗炎症剤及び他のリウマチ薬等による適切な治療を行っても、疾患に起因する明らかな症状が残る場合に投与すること。」と記載されているので、使用にあたっては十分留意すること。

② 本製剤はエタネルセプト製剤であり、本製剤を投与した場合は、「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

③ 本製剤は針付注入器一体型のキットであるので、在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

(3) ゴナールエフ皮下注ペン300

① 本製剤は、低ゴナドトロピン性男子性腺機能低下症における精子形成の誘導を目的として用いられる性腺刺激ホルモン製剤であり、本製剤を投与した場合は、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

② 本製剤は、注射液が予め注入器に充填された注入器一体型の製剤であるので、在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算は算定できないものであること。

(4) ジェノトロピンゴークイック注用5.3mg、同注用12mg

① 本製剤は、ヒト成長ホルモン製剤であり、本製剤を投与した場合は、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

② 本製剤は、注射液が予め注入器に充填された注入器一体型の製剤であるので、在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算は算定できないものであること。

(5) ノルディトロピン フレックスプロ注5mg、同注10mg、同注15mg

① 本製剤は、ヒト成長ホルモン製剤であり、本製剤を投与した場合は、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

② 本製剤は、注射液が予め注入器に充填された注入器一体型の製剤であるので、在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算は算定できないものであること。

3 掲示事項等告示の一部改正について

(1) 新たに薬価基準に収載された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼があった医薬品（内用薬1品目及び注射薬6品目）について、掲示事項等告示の別表第6に収載することにより、平成23年7月1日以降保険診療における使用医薬品から除外するものであること。

(2) (1)により掲示事項等告示の別表第6に収載されている全医薬品の品目数は、次

のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	1	6	0	0	7



(参 考 1)

薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価 (円)	診療報酬において 加算等の算定対象 となる後発医薬品
1	㊦ オキノーム散2.5mg	オキシコドン塩酸塩水和物	2.5mg 1包	65.20	
2	㊦ オキノーム散5mg	オキシコドン塩酸塩水和物	5mg 1包	130.40	
3	㊦ オキノーム散10mg	オキシコドン塩酸塩水和物	10mg 1包	260.80	
4	トピナ錠25mg	トピラマート	25mg 1錠	62.90	
5	パキシレル錠5mg	パロキセチン塩酸塩水和物	5mg 1錠	65.50	
6	ミカルデイス錠80mg	テルミサルタン	80mg 1錠	213.60	
7	エボジン皮下注アンプル9000	エポエチン ベータ (遺伝子組換え)	9,000国際単位0.5mL 1管	14,030	
8	エボジン皮下注アンプル12000	エポエチン ベータ (遺伝子組換え)	12,000国際単位 0.5mL 1管	16,109	
9	エボジン皮下注シリンジ9000	エポエチン ベータ (遺伝子組換え)	9,000国際単位0.5mL 1筒	12,848	
10	エボジン皮下注シリンジ12000	エポエチン ベータ (遺伝子組換え)	12,000国際単位 0.5mL 1筒	15,932	
11	エボジン皮下注シリンジ24000	エポエチン ベータ (遺伝子組換え)	24,000国際単位 0.5mL 1筒	25,777	
12	エンブレル皮下注50mgシリンジ1.0mL	エタネルセプト (遺伝子組換え)	50mg 1mL 1筒	30,206	
13	ゴナールエフ皮下注ペン300	ホリトロピン アルファ (遺伝子組換え)	300国際単位0.5mL 1 筒	20,180	
14	ジェノトロピンゴクイック注用5.3mg	ソマトロピン (遺伝子組換え)	5.33mg 1キット	44,559	

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価 (円)	診療報酬において 加算等の算定対象 となる後発医薬品
15	注射薬 ジェノトロピンゴキック注用12mg	ソマトロピン (遺伝子組換え)	12mg 1 キット	110,185	
16	注射薬 ノルデイトロピン フレックスプロ注5mg	ソマトロピン (遺伝子組換え)	5mg 1 キット	52,949	
17	注射薬 ノルデイトロピン フレックスプロ注10mg	ソマトロピン (遺伝子組換え)	10mg 1 キット	103,013	
18	注射薬 ノルデイトロピン フレックスプロ注15mg	ソマトロピン (遺伝子組換え)	15mg 1 キット	152,642	
19	注射薬 パズクロス点滴静注液300mg	パズフロキサシンメシル酸塩	300mg100mL 1 キット	1,368	
20	注射薬 パズクロス点滴静注液500mg	パズフロキサシンメシル酸塩	500mg100mL 1 キット	1,838	
21	注射薬 ビカネイト輸液	重碳酸リンゲル液	500mL 1 袋	254	
22	注射薬 ビカネイト輸液	重碳酸リンゲル液	1 L 1 袋	491	
23	注射薬 ラモセトロン塩酸塩静注液0.3mgシリン ジ「サント」	ラモセトロン塩酸塩	0.3mg 2 mL 1 筒	4,244	○
24	外用薬 アズマネックスツイストヘラー200μg60 吸入	モメタゾンフランカルボン酸エステル	12mg 1 キット (200 μg)	3,291.80	
25	外用薬 ロキソニンゲル1%	ロキソプロフェンナトリウム	1% 1 g	6.80	

(参 考 2)

揭示事項等告示

別表第6 (平成23年6月30日まで)

No	薬価基準名	成分名	規格単位
1	内用薬 ㊦ オキノーム散0.5%	オキシコドン塩酸塩	0.5% 1 g
2	注射薬 エボジン注アンプル9000	エボエチン ベータ (遺伝子組換え)	9,000国際単位0.5mL 1 管
3	注射薬 エボジン注アンプル12000	エボエチン ベータ (遺伝子組換え)	12,000国際単位0.5mL 1 管
4	注射薬 エボジン注シリンジ9000	エボエチン ベータ (遺伝子組換え)	9,000国際単位0.5mL 1 筒
5	注射薬 エボジン注シリンジ12000	エボエチン ベータ (遺伝子組換え)	12,000国際単位0.5mL 1 筒
6	注射薬 パズクロロス注300	パズフロキサシンメシル酸塩	300mg100mL 1 キット
7	注射薬 パズクロロス注500	パズフロキサシンメシル酸塩	500mg100mL 1 キット

